

市議会に対する要望・提言等（特記事項）への回答

【質 疑】（北浦地区）

猛暑日が続く時期やお盆前の繁忙期に配慮するなど、議会報告会の開催時期を変更できないものか。

【回 答】

議会報告会実施要綱において、報告会は「当初予算成立後、おおむね 3 か月以内に報告会を開催する。ただし、特別な事情があると認められるときは、この限りでない」と定められております。

今年度も含め、議員改選期に当たる年度については、議員任期のほか、臨時会や定例会等の日程を考慮し、やむを得ず 7 月下旬から 8 月上旬に開催してきたところであります。

来年度については、5 月下旬から 6 月上旬の開催を予定しておりますが、引き続き、開催時期等を含めた議会報告会の在り方を研究してまいります。

【質 疑】（北浦地区）

有権者として各議員の仕事を評価するため、市議会だよりの予算特別委員会・常任委員会欄に質問者の氏名を掲載できないものか。

【回 答】

市議会だより発行規程において、「市議会の活動状況を広く市民に報じ、議会に対する認識と理解を深める」ことを定めており、その上で、編集要領においては、「記事の公正、中立を期する」「質問者の議員名掲載は、本会議の発言者のみとする」と定めていることから、これまで質問者の氏名掲載は控えてきたところであります。

ご承知のとおり、市議会だよりについては、市議会全体として発行しているものであり、議員毎の議会活動については、それぞれの議員が政務活動費を執行の上、「市政報告書」や「活動報告書」を発行しております。

市議会としては、「民意の反映」が議決機関たる議会の使命であることに鑑み、議案審議のプロセスにおいて市民意見を聴き、政策に反映させるための議論の内容を伝えることこそが、目指すべき議会広報であると認識しているところであります。